

小規模多機能ホーム ひおきの丘
医療法人みゆき会 介護予防小規模多機能ホーム ひおきの丘
重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人みゆき会
所在地	〒899-3101 鹿児島県日置市日吉町日置390-1 TEL (099) 246-8707 FAX (099) 246-8701 ホームページ http://www.miyuki-clinic.net
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 坪内 みゆき
設立年月日	平成20年4月1日
介護保険関連事業	訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所 小規模多機能ホーム ひおきの丘 グループホーム ひおきの里 ローズ訪問看護ステーション 認知症対応型通所介護 ひおきの家 訪問介護事業所 ひおきの風

2. 事業所の概要

事業所名称	(介護予防) 小規模多機能ホーム ひおきの丘
介護保険指定番号	第4691500062号
所在地	〒899-3101 鹿児島県日置市日吉町日置407-1 TEL (099) 246-8622 FAX (099) 292-2811
開設年月日	平成24年3月24日
管理者名	別府 美奈子
サービスを提供する地域	日置市

3. 事業所の設備概要

建物の構造	木造2階建て
延べ床面積	部屋：9室（1号室～3号室 8.37㎡） （4号室～9号室 9.93㎡） リビング・ダイニング 117.68㎡ 事務室 15.31㎡ 浴室および脱衣室 14.9㎡ トイレ4室 1.56㎡ 多目的トイレ1室 3.31㎡
登録定員	29名（通い 15名 宿泊 9名）

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人みゆき会が開設する小規模多機能型ホームひおきの丘（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。

5. 事業所の職員体制（職員の職種、員数及び職務内容、勤務体制）

従業者の職種	員数	職務内容・勤務の体制
管理者 (又は管理者代行)	1名	職員の指揮監督、業務の統括
計画作成担当者 介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成
看護師若しくは 介護職員	3名以上	看護師：利用者の看護および医師の指示による医療行為等 介護職員：利用者の介護、レクリエーション及び機能訓練等

※日中は利用者3名につき1名＋訪問担当2名以上の介護職員を配置し、夜間については1名の夜勤体制と1名の宿直（オンコールにて対応）を基準としています。

6. 営業日及び営業時間

営 業 日	3 6 5 日（年中無休）
営業時間	通いサービス 午前 1 0 時～午後 4 時 宿泊サービス 午後 4 時～午前 1 0 時 訪問サービス 2 4 時間 ※緊急時及び必要時においては、柔軟に通い・訪問及び宿泊サービスを提供する。

7. 提供する主なサービス内容

（１）事業内容はケアプランに従ったサービス内容とします。

- ①通いサービス（食事・入浴・排せつ・機能訓練・健康チェック・送迎）
- ②訪問サービス（食事・入浴・排せつ・機能訓練・健康チェック・安否確認等）
- ③宿泊サービス（食事・入浴・排せつ・機能訓練等）
- ④その他利用者に対する便宜の提供

8. 利用料

（１）介護保険の適用を受けるサービス

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とします。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収します。

（２）介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

（３）その他の費用：介護保険適用外の分

- ・食 費：朝食 3 5 0 円/食 昼食 6 1 0 円/食 夕食 5 2 0 円/食
- ・宿 泊 費：2, 7 0 0 円/日
- ・洗濯サービス：1 1 0 円/回

ご利用中に汚れた衣類や、ご自宅で洗濯ができず着替えの衣類が無い場合など、ご本人やご家族の希望により洗濯を行います。

その他、小規模多機能ホームひおきの丘利用において個人が準備すべきものや個人の希望による日常生活上のサービスについては実費徴収となります。

（４）償還払い

利用者が、介護保険の認定前にやむを得ず介護サービスを利用した場合、介護保険居宅サービス計画に記載されていない介護サービスを利用した場合、介護保険料の滞納により、償還払いの措置を受けている場合は、償還払いの対象となり、いったん利用料を全額自己負担しなければなりません。その際、サービス提供証明書を発行いたします。

○（介護予防）小規模多機能ホームひおきの丘利用料金 〈利用者負担額 1 割負担の場合〉

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
介護 保 険 自 己 負 担 額	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円	
	初期加算	30 円/日							
	認知症加算Ⅲ			760 円					
	認知症加算Ⅳ				460 円				
	看護職員配置加算Ⅱ			700 円					
	若年性認知症利用者受入加算	450 円	800 円						
	総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 円							
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 円							
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円							
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 円/回 (6 ヶ月に 1 回)							
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	750 円							
	訪問体制強化加算	1000 円							
	科学的介護推進体制加算	40 円							
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.9%							
	中山間地域等の小規模事業所加算	所定単位数×0.1%							

○小規模多機能ホームひおきの丘 短期利用料金＜利用者負担額（日額）＞

区 分	負 担 額
要支援 1	424 円
要支援 2	531 円
要介護 1	572 円
要介護 2	640 円
要介護 3	709 円
要介護 4	777 円
要介護 5	843 円

＜共通事項＞

- ・利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、上記料金表によって、利用者の要支援・要介護状態に応じた金額となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦全額（10 割）料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

- ・初期加算は、小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から 30 日間算定します。
また、30 日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再開した場合も同様となります。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰは、サービス従事者ごとに研修計画を作成実施、または実施予定。利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達または従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催。介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合または、勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上の場合に算定されます。
- ・認知症加算（Ⅲ）は日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に算定されます。
- ・認知症加算（Ⅳ）は要介護状態区分が要介護 2 である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者に算定されます。
- ・看護職員配置加算（Ⅱ）は常勤の准看護師を 1 名以上配置し算定されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症利用者に対して、個別に担当者を定め適切なサービス提供を行った場合に算定されます。
- ・総合マネジメント体制強化加算Ⅱ
小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の心身の状況や家族が取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により随時適切に見直しを行っている事及び、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加した場合に算定されます。
- ・訪問体制強化加算
訪問サービスの提供に当たる常勤の職員が 2 名以上配置され、算定日に属する月における延べ訪問回数が 200 回以上であった場合に算定されます。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算
利用者に対して、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに口腔及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。
- ・中山間地域等における小規模事業所加算
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合に小規模事業所加算を算定することになりました。

- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）

介護支援専門員が、生活機能の向上を目的として指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成し、計画に基づいてサービス提供を行った時は、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に算定されます。

- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、計画に基づいてサービス提供を行った時は、初回のサービス提供が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を算定します。（ただし、生活機能向上連携加算Ⅰを算定している場合は除く）

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

介護職員処遇改善交付金相当分を算定するものです。内容としては、介護職員等の賃金改善、職員の資質向上の支援等により介護職員の雇用の安定を目的として加算します。事業所が利用者に対しサービスを行った場合に算定されます。

- ・科学的介護推進体制加算

利用者ごとの心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省に提出しサービス提供情報を活用していること。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ

①サービス提供の依頼・ご相談

ご来訪、お電話いずれかでご相談ください。但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には担当ケアマネジャーにご相談ください。

②重要事項の説明・サービス提供の契約・利用者の状態を把握

ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。

③計画作成

1、居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村の窓口へ提出

2、利用者にアセスメント（生活課題の分析）を実施し、利用者やご家族の意向を踏まえ居宅サービス計画原案を作成する。

3、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を検討する。

4、利用者やご家族に居宅サービス計画案へ同意を頂き、交付居宅サービス計画を確定する。

④担当介護支援専門員の変更

登録者になり小規模多機能ホームひおきの丘を利用する時は担当ケアマネジャーは小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが担当になります。

⑤小規模多機能型居宅介護計画書または介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を作成し、同意を得て、交付します。

⑥小規模多機能型居宅介護計画書又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画書にのっとりサービスを提供いたします。

(2) ご利用にあたって

①介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用者様の介護保険証を確認させていただきます。

10. 支払い方法

利用料金は月まとめとし、毎月15日以降に前月分の請求書をお渡しいたします。当月末までに、現金または口座振替（K－N E T）でお支払いください。お支払いにより領収書を発行します。

11. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

1 2. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

当事業所におけるサービスに関する相談・苦情を承ります。

相談方法：電話、面接（当事業所 相談室）

電 話 （０９９）２４６－８６２２

担 当 管理者及び介護支援専門員

(2) 行政機関その他苦情受付機構

当事業所以外に、市町村の相談・苦情を伝える事ができます。

日置市役所 介護保険課	住 所	日置市伊集院町郡１丁目１００番地
	ご利用時間	平日 午前８時３０分～午後５時
	電 話 番 号	０９９－２７２－０５０５
鹿児島県国民健康保険団 体連合会	住 所	鹿児島市鴨池新町７－４
	ご利用時間	平日 午前８時３０分～午後５時
	電 話 番 号	０９９－２１３－５１２２
鹿児島県 高齢者生き生き推進課	住 所	鹿児島市鴨池新町１０番１号（行政庁舎３階）
	ご利用時間	平日 午前８時３０分～午後５時
	電 話 番 号	０９９－２８６－２６９６
鹿児島県社会福祉協議会	住 所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町１-７
	ご利用時間	平日 ８：３０～１２：００，１３：００～１７：００
	電 話 番 号	０９９－２５７－３８５５

1 3. 運営推進会議の設置

事業者は、事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置いたします。

- ・構成：利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等。
- ・開催：年６回開催（２ヶ月に１回）
- ・議事録：内容・評価・要望・助言等について記録作成し玄関に開示

1 4. 秘密保持（契約書第１３条）

職員は、業務上知り得たご利用者様又はご家族様の秘密保持を厳守します。

また、従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者様又はご家族様の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

1 5. 個人情報の保護（契約書第 1 4 条）

ご利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドランスに基づき個人情報の保護に努めます。個人情報の取扱いに関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応いたします。

1 6. 緊急時の対応方法（契約書第 1 5 条）

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、又は協力医療機関、救急隊、御家族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

1 7. 記録の作成と整備・保管

（1）当事業所は、ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画機能訓練等の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画書、介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を作成します。既に利用者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿ってサービス提供に係る計画（以下「個別援助計画」という。）を作成するものとします。その内容について、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で決定し交付します。

（2）利用者に係るケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じてサービス計画の変更の必要性を調査し、その結果、個別援助計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別援助計画を変更するものとします。また、個別援助計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（3）当事業所では、ご利用者様に対する小規模多機能居宅サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存いたします。

- ①居宅サービス計画
- ②小規模多機能型居宅介護計画
- ③提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ④身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ⑤市町村への通知に係る記録
- ⑥苦情の内容等の記録
- ⑦事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ⑧報告、評価、要望、助言等の記録
- ⑨運営推進会議の記録

1 8. 損害賠償（契約書第 1 6 条）

当事業所は、ご利用者様に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。

又、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

(損害賠償責任保険加入済)

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名: あいおいニッセイ同和損保
- ・ 保険の内容

介護保険、社会福祉事業者総合保障

19. 非常災害対策

非常災害対策に関しては、事業所で定める災害計画によるものとし、非常災害に備えるため毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

20. 契約の解約・終了 (契約書第21条)

- (1) 利用者は、本契約の有効期間中、事業所に対して検討することにより、いつでも本契約を解約することができます。
- (2) 事業所はご契約者又はその家族等が、事業所又はその従業者及び利用者に対し、本契約を継続し難い程の背信行為や故意に法律違反その他著しく常識を逸脱する行為を為す等の、やむを得ない理由がある場合は、ご契約者に対して理由を提示した文書で通知することにより、この契約を解約することができることとします。

21. サービス利用の中止、変更 (契約書第9条)

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護事業所のサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日もしくは、朝8時半までに事業者申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の事情によりご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

22. 施設の利用に当たっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があります。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

23. 重要事項説明書の変更

契約の際に説明・交付された重要事項説明内容に変更が生じた場合は、利用者にその変更内容を文書で通知し利用者へ説明し、同意を得て交付いたします。

24. 第三者評価の実施状況について

実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況については、別紙作成し同意を頂いています。

◎関係事業所等との連携に必要な情報の開示について

小規模多機能ホームひおきの丘を利用するにあたり、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を第三者に漏洩しません。但し必要があるときは、介護保険サービス利用のため、又は適切な在宅療養のために市町村、地域包括支援センターその他の介護保険事業者、医療機関に開示することがあります。